

# 大立寺永代供養塔「靈山廟」使用規則

## (目的)

第1条 将来的に無縁となる方並びにその方の先祖代々の諸霊位の御遺骨（本家で通常の供養墓をお持ちの場合）を他の方々の御遺骨と合祀することで、大立寺が永年にわたって祀っていくことを目的とする。

## (管理運営)

第2条 大立寺永代供養塔「靈山廟」（以下、靈山廟という）の管理運営は、大立寺代表役員である住職がこれを行う。

## (申込資格)

第3条 宗旨、宗派、国籍などを問わず、誰からも申し込むことができる。ただし、次の各号の条件を満たしていなければならない。

- 一 申込者が、埋葬予定の御遺骨の遺族等正当な権利者であること。
- 二 生前に、自分の遺骨を靈山廟へ納骨することを希望し申し込む場合は、大立寺の檀信徒となること。
- 三 通常の供養墓がある場合は、将来的にまたは現在、その供養墓の維持管理が困難と認められること。
- 四 通常の供養墓がない場合は、将来的に無縁となること。

## (申込方法)

第4条 申込者は規則を遵守することを誓約したうえで、申込用紙に必要事項を記入し、立会人と連署捺印のうえ申し込む。

## (納骨方法)

第5条 所定の納骨壺に火葬した御遺骨の一部を納め、その納骨壺を靈山廟内納骨棚に安置する。残りの御遺骨は、靈山廟内で合祀埋葬する。第七回忌法要終了後、納骨壺の御遺骨も大立寺の責任で合祀埋葬する。ただし、申込者の希望により当初より、全骨を合祀埋葬することができる。

- 2 通常の供養墓から靈山廟に移し替える（以下、改葬という）場合は、納骨壺には納めず、直接全骨を合祀埋葬する。

## (法要)

第6条 納骨の法要並びに儀式は大立寺が日蓮宗の法式に則り行うこととする。

- 2 靈山廟に埋葬された方は永代供養過去帳に記入のうえ、毎年盂蘭盆会に合同回向を行う。また、春・秋彼岸、盂蘭盆期間中に靈山廟前にて回向を行う。
- 3 年忌法要や月回向等については当事者の間で決定する。

(遺骨の返還)

第7条 埋葬以後何らかの事由により遺族等正当な権利者からの御遺骨の返還請求がなされた場合は、納骨棚に納められている納骨壺に入れられた御遺骨についてのみ返還する。

(申込の破棄)

第8条 3条二項に該当する申込者が、申込後納骨前に、他宗旨・宗派に入信した場合、または他宗旨・宗派によって葬儀を行った場合は、申込を破棄したものとみなす。

(霊山廟使用料)

第9条 申込者は、霊山廟使用料として、申込時に、別に定めるところの金額を大立寺に支払わなければならない。

- 2 霊山廟使用料は、社会情勢等により変更することがあるが、申込後に追加金を求めることはない。
- 3 霊山廟使用料は、申込後、理由の如何を問わず返還しない。

(規則に定めのない事項)

第10条 本規則に定めのない事項に関しては、誠意をもって相談のうえ、決定する。

付則1 この規則は平成24年8月16日から施行する。

- 2 申込後、永代供養過去帳に記入するとともに、希望者のみ申込内容に従って霊山廟横霊標の石板に「〇〇家先祖代々追善供養」や「〇〇〇〇信士追善供養」と刻む。  
石板1枚の字彫代は、金5万円とする。
- 3 霊山廟使用料は、金30万円とするが、布施であるため、申込者側の状況に応じ、金額の相談には応じうる。
- 4 無縁の判断は、以下の要領で行う。ただし、管理者と相談のうえ、承諾を得た場合はこの限りではない。  
イ) 子供がいない、または、子供が娘だけでしかもその娘を嫁がせた。  
ロ) 後を見てくれる兄弟姉妹がいない。
- 5 大立寺以外の墓地に通常の供養墓を有する者が、その供養墓を抜魂のうえ霊山廟に移し替える場合は、改葬許可証を用意しなければならない。